

受理年月日	令和3年7月21日	所管委員会	福祉都市委員会
番 号	3 年 陳 情 第 1 6 号		
件 名	元福祉事務所ケースワーカーへの指導、是正について		
陳 情 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em;"></div>		
分割送付	なし		
要 旨	<p>元[]福祉事務所[]課ケースワーカーが出庁後、すぐ私に電話をするよう、ほかのケースワーカーに伝言していたにもかかわらず、すぐ電話をしなかった。元ケースワーカーは後日私に謝罪を行ったと主張するが、私は認識がなく平行線であった。客観的証拠を提出するよう再三再四要望したにもかかわらず、提示を行わなかった。また、改めての謝罪は行わなかった。以上のことから、公務員の資質に欠ける。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <p>1. 元[]福祉事務所[]課ケースワーカーを指導、是正の上、職務を誠実、中立に遂行すること。</p>		

令和3年7月21日

福岡市議会議長

伊藤嘉人様

陳情者

住所

[Redacted address information]

[Redacted address information]



陳情趣旨

(元) [] 課 CW [] の職務に関し、
陳情を行うものである

陳情事項

[] が出庁後、すぐ電話を私にするよう他の
CWに伝言していたにも拘らず、直ぐに電話をしな
かった

[] は、後日私に謝罪を行ったと主張するが、
私は認識が無いと平行線であった

私が客観的証拠を提示するよう再三再四の
要望にも拘らず提示を行わなかったし、改めての
謝罪は行われなかった

以上のことから公務員の資質に欠ける

要望事項

[] に指導是正の上、職務を誠実・中立に
遂行することを要望するものである